

令和7年8月27日

報道機関 関係者各位

国東市役所 総務課

国東市職員の懲戒処分の公表について

このことにつきまして、下記の被処分者1名に対する懲戒処分等を行いましたので、国東市職員の懲戒処分の公表に関する基準に基づき、下記のとおり公表します。

記

被処分者の所属等	税務課 主査 31歳 男性
処分内容	戒告
処分理由	被処分者は、令和7年6月21日午後9時34分頃、私用で自家用車を運転中、国東市国東町重藤の県道201号国東安岐線で、法定速度時速40kmのところ時速70kmで走行し、国東警察署による速度違反の取り締まりに検知され、時速30kmの速度超過違反で検挙された。 今回の行為は、地方公務員法で定められている信用失墜行為の禁止に抵触するため、地方公務員法第29条第1項の規定により上記処分に付した。
処分年月日	令和7年8月27日

【問合先】

国東市 総務課人事係

担当：人事係リーダー 小田

電話 0978-72-1111